

満期を経過した郵便貯金の早期お受取り等に関するお知らせ

満期を経過した郵便貯金について、次のとおりお知らせいたします。

- ① 当機構が管理しております平成 19 年 9 月 30 日までに預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金については、満期となる際に「満期のご案内」を送付しています。

※ 民営化前にお預かりしました定期郵便貯金は、全ての口座が満期となっています。なお、自動継続扱いとしていた定期郵便貯金も、民営化以降（平成 19 年 10 月 1 日以降）は自動継続せず、満期となっていますのでご注意ください。

[定期郵便貯金についてのお知らせ](#)

- ② 満期を経過した郵便貯金で、払い戻されずに残っている残高は次のとおりです。

【平成 29 年 4 月末】 (単位：億円)

元の郵便貯金	満期経過後の郵便貯金残高
定額郵便貯金	23,750
定期郵便貯金	1,130
積立郵便貯金	30
その他の郵便貯金	46
合計	24,958

注 1 積立郵便貯金は、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金を含みます。

2 単位未満は切り捨てとしているため、合計については一致しないことがあります。

- ③ 満期後 20 年を経過してもなお払戻しのご請求等がない場合は、お客さまに「**権利消滅のご案内（催告書）**」を送付します。その後 2 か月を経過しても払戻しのご請求等がない場合、**その郵便貯金に関するお客さまの権利は消滅します**ので、満期となりましたら、お早めに払戻しの手続きをしていただきますようお願いいたします。

【権利消滅額】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
権利消滅額	75 億円	83 億円	163 億円	150 億円

- ④ 詳細につきましては、「満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ」をご覧ください。

[満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ](#)